

Hello! Party 利用規約

【名称】

第1条：このコミュニティの名称は、Hello! Party（以下「当コミュニティ」）と称します。

【目的】

第2条：当コミュニティは、人と人・人とモノをつなぎ、福祉用具を使うことのポジティブさや可能性を伝えることを目的とします。

【事務局】

第3条：当コミュニティの事務局は、宮城県富谷市成田1丁目5番地3、特定非営利活動法人ハローに置きます。

【メンバー】

第4条：この規約において「メンバー」とは、当コミュニティの目的に賛同し、この規約を承諾し、次条に規定する登録手続を完了した方をいいます。

【登録手続】

第5条：当コミュニティへの登録を希望する方（以下「登録希望者」という）は、Hello! Party公式Webサイト内にある専用フォームより登録の手続を行います。

2 登録希望者は、登録の申込みにあたり、次に掲げる事項に同意していただくこととなります。

（1）事務局がメンバーの住所、氏名、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報（以下「メンバーの個人情報」という）を名簿に登録すること。

（2）当コミュニティの運営上必要な場合に限り、事務局がメンバーの個人情報を利用すること。

3 次に掲げる事由に該当する場合は、登録を承認しないことがあります。

（1）登録申込みにあたり、記入した内容に虚偽の記載があった場合

（2）登録を承認しない正当な事由がある場合

（3）登録希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員である場合や、宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行う者である場合

4 事務局が第1項の登録申込みを受理したときは、速やかに審査を行い、申込みを適正と認める場合は、当該登録希望者に対して、メンバーシップマーク（缶バッジ又はステッカー）を発行します。

5 メンバーシップマークは、他人への転売、貸与又は譲渡をしてはなりません。

【費用】

第6条：当コミュニティへの登録にあたり、費用はかかりません。

2 イベント等、任意参加の活動において、実費をご負担いただく場合があります。

【事業】

第7条：当コミュニティは、第2条の目的を達成するため、情報発信、イベント開催、その他必要な事業を行うこととします。

【禁止行為】

第8条：メンバーは、当コミュニティが提供するサービスの利用にあたっては、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 他のメンバー、第三者若しくは当コミュニティの著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 他のメンバー、第三者若しくは当コミュニティを誹謗中傷する行為又は運営を妨げる行為
- (3) 事実に反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他のメンバー若しくは第三者に対して提供する行為
- (4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
- (5) 事務局の承諾なく当コミュニティの情報若しくは、当コミュニティが発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為
- (6) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

【メンバーの届出義務等】

第9条：メンバーはメンバーの個人情報その他登録申込みの内容に変更が生じた場合又は退会する場合は、Hello! Party 公式 Web サイト内にある専用フォームより速やかに変更の届出又は退会の手続を行うこととします。

【メンバー資格の喪失】

第10条：メンバーが事務局に対して退会の手続きを行ったときは、当該メンバーは、メンバー資格を喪失することとします。

2 事務局は、メンバーが次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該メンバーのメンバー資格を取り消すことができることとします。

- (1) 第8条の各号に掲げる行為を行ったとき。
- (2) 入会申込書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事務局がメンバーとして不適当であると判断したとき。

【損害賠償】

第 11 条：事務局は、当コミュニティの運営に関して生じたメンバーの損害、メンバー同士又はメンバーと第三者との間で生じた問題及び損害等すべてに対し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとします。

【個人情報】

第 12 条：事務局は、当コミュニティの運営上必要な場合以外の目的でメンバーの個人情報を利用し、又は第三者に提供はいたしません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

【規約の変更】

第 13 条：事務局は、当コミュニティの運営上必要が生じ、規約を変更した場合は、ホームページへの掲載等の方法により、メンバーに対して当該部分の変更内容を周知することとします。

附則

- 1 この規約は、令和 4 年 10 月 21 日から施行します。
- 2 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日に改定・施行します。